

廃棄物安全試験施設の耐震補強に係る変更許可申請内容について

平成 29 年 9 月 14 日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

1. はじめに

日本原子力研究開発機構は、機構内施設の集約化・重点化の議論を行い、原子力科学研究所の核燃料使用施設である廃棄物安全試験施設 (WASTEF) を継続運転することとした。WASTEF は耐震改修促進法に基づく耐震診断の結果を受け、今後施設の補強を行う予定である。

施設の補強工事に伴う核燃料物質使用変更許可申請内容について相談させていただきたい。

2. 補強工事の内容

耐震改修促進法に基づく施設の耐震診断を実施した結果、施設のサービスエリア（管理区域）の上部屋根の一部を補強する必要があることが判明した。そのため、屋根の外周に水平トラス梁を設置し、屋根の耐震強度を補強する。

工事は平成 30 年度を予定しており、工事期間は 10 箇月程度である。なお、屋根の補強工事は建屋の外側から行うため、管理区域の作業はない。

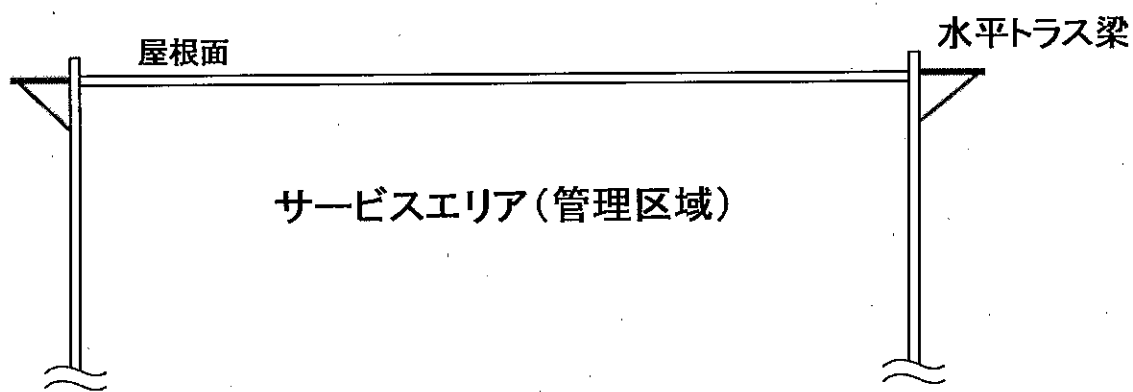
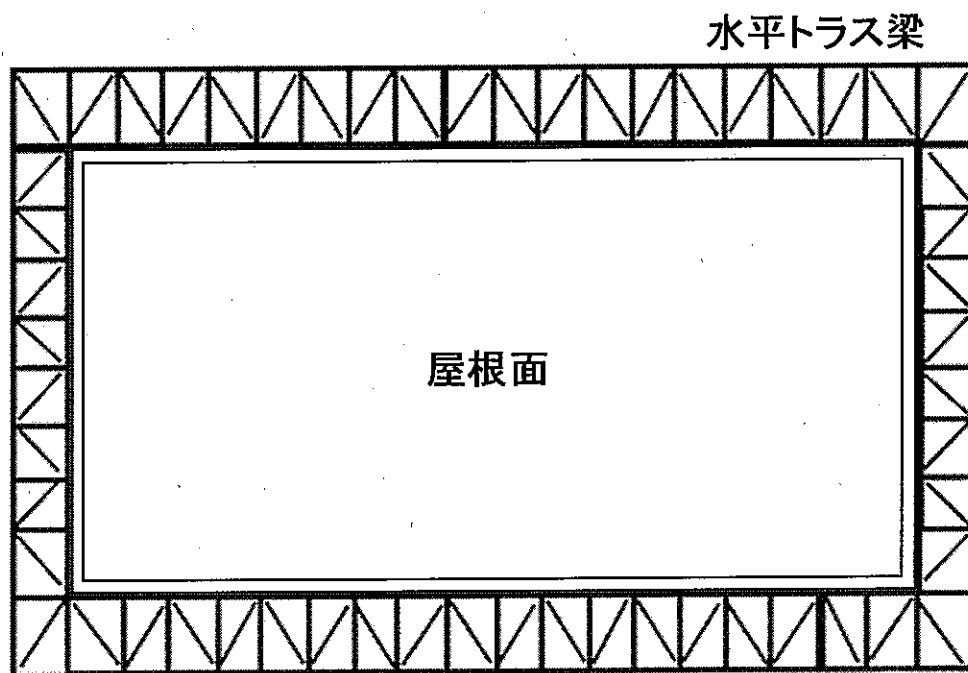
3. 使用の許可変更内容について

屋根の補強工事を行うことにより、現行許可申請書に書かれている使用施設の位置、構造及び設備の記載の一部が変更になる。変更内容として使用施設の構造の設計仕様欄及び建家の断面図を考えているが、新規制基準に基づく具体的変更内容について相談したい。

4. 今後の予定

行政相談の結果を踏まえ、本年度中を目途に変更許可申請を提出する予定である。

以上



廃棄物安全試験施設屋根補強概略図